

1 処分年月日	令和6年7月23日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	クレセントホーム
(2) 代表者	代表 鶴澤 戸志博
(3) 主たる事務所の所在地	茨城県神栖市知手2974-29
(4) 免許番号	茨城県知事(6)第5411号
(5) 免許年月日	令和5年6月15日
3 処分の内容	<p>(1) 処分の内容及び根拠となる条項 宅地建物取引業法(以下「法」という。)第65条第1項による指示処分</p> <p>(2) 指示の内容</p> <p>ア 今回と同様の法違反の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(イ) 今回の違反に係る法の規定の趣旨を十分に理解し、今回の違反内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(ロ) 適正な業務執行が行えるよう、社内の管理体制の整備、充実を行うこと。</p> <p>イ アについて講じた措置((1)以外に講じた措置がある場合にはそれを含む。)を1ヶ月以内に文書をもって報告すること。</p>
4 処分理由	<p>当該業者は、建物の賃借の媒介に関する報酬につき、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の限度を超えて、広告料の名目で報酬を受領したところ、この報酬により行われた広告は、賃借の媒介に当たって通常必要とされる程度のもものと認められる。</p> <p>このことは、法第46条第1項の規定に違反し、法第65条第1項の規定に基づく指示処分に該当する。</p>